

フランスの裁判官任用制度の概要

<通常ルート>

司法官試験 (Concours)

受験者 3,949人
合格者 145人
合格率 3.7% (1997年)

司法修習 31か月

任命・任地配属

<特別ルート>

特別任官

弁護士、代訴士、首席書記官、法学部教授等から任用。

任期限定任用

- ・ 司法出向
一定の公務員が大審裁判所や控訴院の判事としての職務に出向するもの。任期5年。
- ・ 破毀院特任判事・検事
25年以上の職務経験があり、能力及び活動から特に資格があると認められる者から任命される。任期5年。
- ・ 一時的任用司法官
小審裁判所判事又は大審裁判所の陪席判事として7年間勤務する。(パートタイム)
- ・ 控訴院特任判事
50歳から60歳で15年以上の職務経験があり、能力及び活動から特に資格があると認められる者から任命される。任期5年。
(1999年末まで30人を限度として認められた。)

※ その他、司法官の緊急採用のため、1998年に特例採用試験が行われ、100人の合格者が誕生した。

- 司法裁判所の裁判官は、検察官と同一の職業集団としての司法官を構成する。
- 第一審裁判所の裁判官は、司法大臣の提案に基づいて大統領が任命する。
- 弁護士研修所入所試験から始まる弁護士養成制度については、別途確立されている。

(出典)

司法研修所「イギリス、ドイツ及びフランスにおける司法制度の現状」(司法研究報告書平成11年)